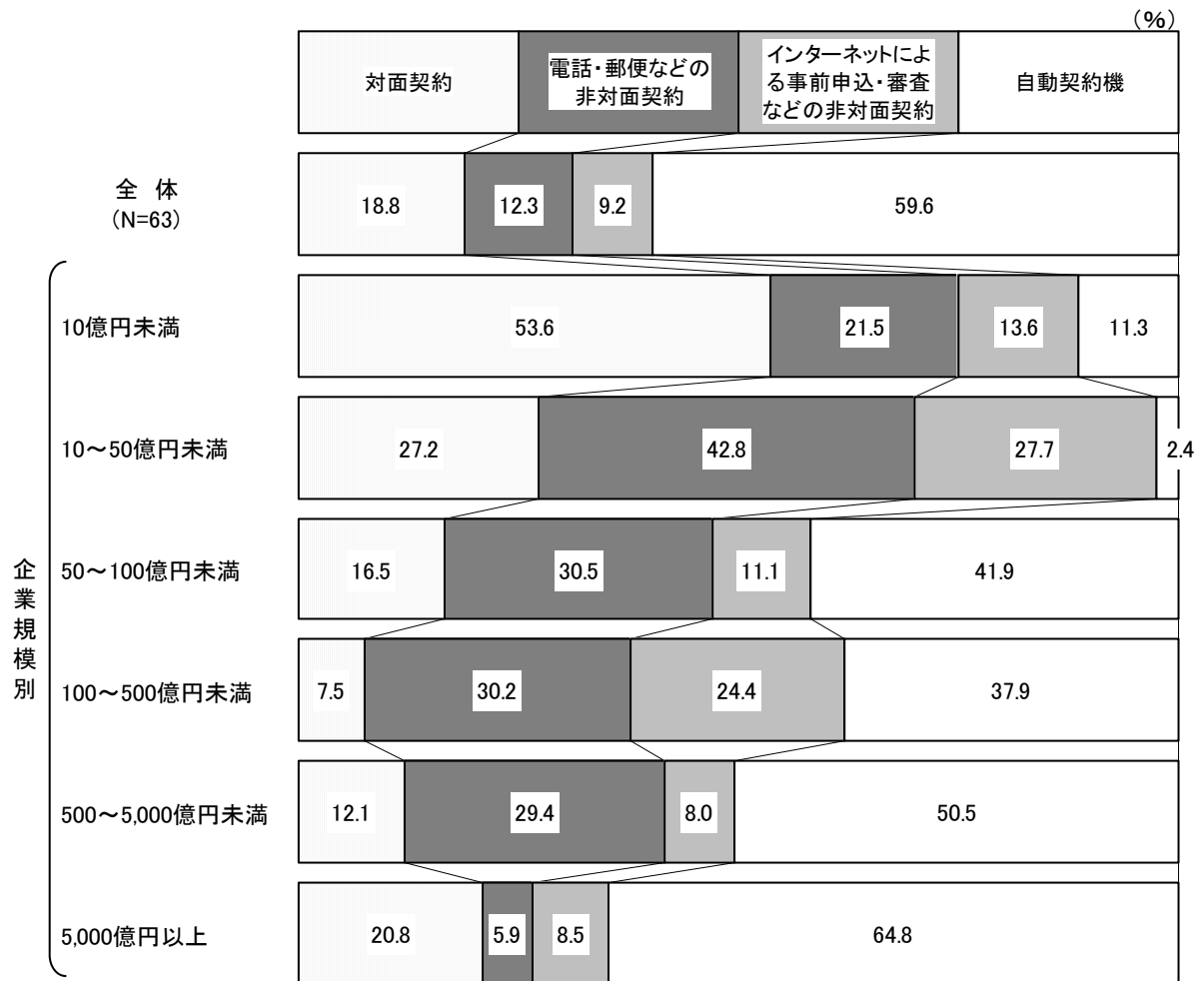


中小規模貸金業者の実態について

1. 営業形態について

平成17年版消費者金融白書によると、貸付残高が5000億円以上の大手企業では、自動契約機による契約が6割強を占める一方、貸付残高10億円未満の小規模企業では対面契約が5割を超えている。一般的に大手は自動契約機、中堅は電話・郵便などの非対面、小規模では対面契約が契約の中心になる傾向がある。

(グラフ1 企業規模別契約形態比率)



(出典：平成17年版消費者金融白書 付属CD-ROM)

2. 新規顧客への与信状況

新規顧客の審査は、各企業が独自の基準を設けて行っている。それぞれの企業が長年の営業の中で作り上げてきた基準であるため、一律の基準・平均的な基準を示すことは困難である。ただし、多くの企業で、他社借入件数・他社借入金額での制限を設けている。

(表1 企業規模別 貸付制限の有無)

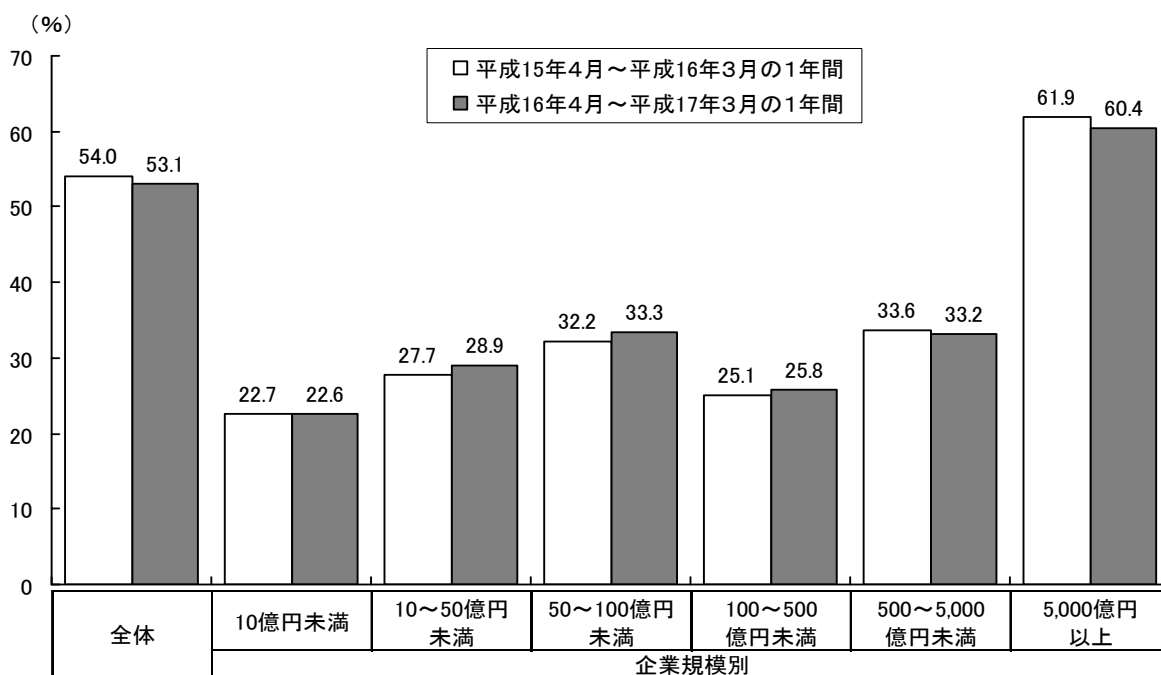
	(%)				特に制限は設けていない
	制限を設けている計	他社借入件数で制限を設けている	他社借入金額で制限を設けている	その他	
全体	87.0	78.3	58.0	10.1	13.0
10億円未満	78.9	63.2	78.9	5.3	21.1
10～50億円未満	77.3	72.7	54.5	9.1	22.7
50～100億円未満	100.0	100.0	75.0	0.0	0.0
100～500億円未満	100.0	83.3	33.3	33.3	0.0
500～5,000億円未満	100.0	100.0	50.0	12.5	0.0
5,000億円以上	100.0	100.0	20.0	0.0	0.0

(出典：平成17年版消費者金融白書 付属CD-ROM)

企業規模が小さい会社では制限を設けない企業の割合が増えるが、これは前述のように、企業規模が小さいほど、対面与信中心となるため、一律の制限ではなくカウンセリングを通じての個人ごとの与信が可能であるからということが推測される。

一方、成約率は、企業規模が小さくなるほど低くなる。このことから与信については各社独自の基準に基づき、適正に行われていることが推し量れる。

(グラフ2 企業規模別成約率)



※全体値は新規顧客数シェアに基づいた加重平均値

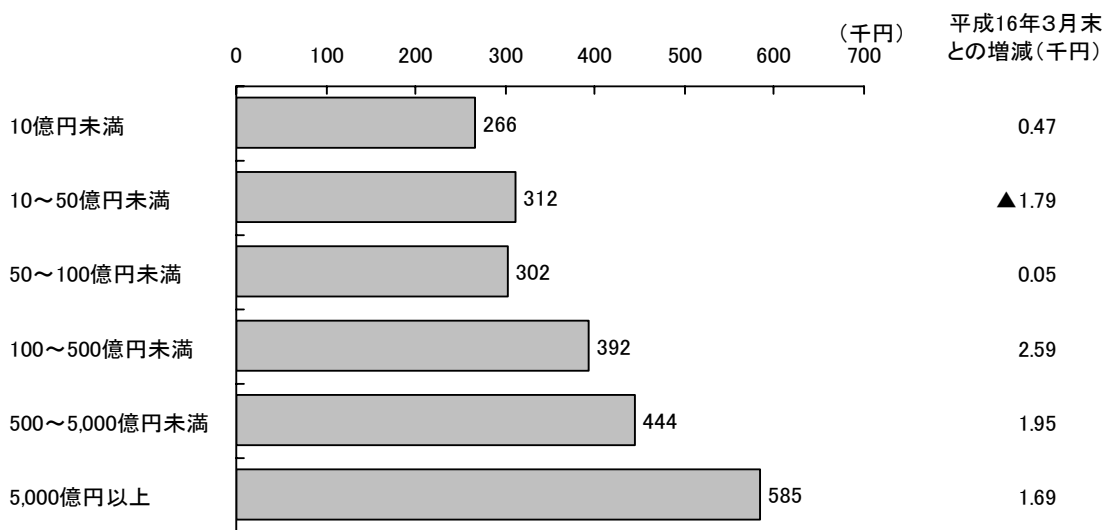
(出典：平成17年版消費者金融白書P54)

契約の際に期限の利益喪失特約を付している割合も統計的なデータは存在しないが、金銭消費貸借契約で、このような特約を付すことは貸金業者に限らず一般的であるため、ほとんど特約は存在すると思われる(参考：(社)全国貸金業協会連合会作成契約書)。今後は先の最高裁判決を受け、各社ごとに期限の利益喪失特約のあり方を検討することになる。

3. 既存顧客の状況

既存顧客の1件あたりの貸付金額は、企業規模が小さくなるほど、低くなる傾向がある。

(グラフ3 企業規模別1件あたりの平均貸付残高)



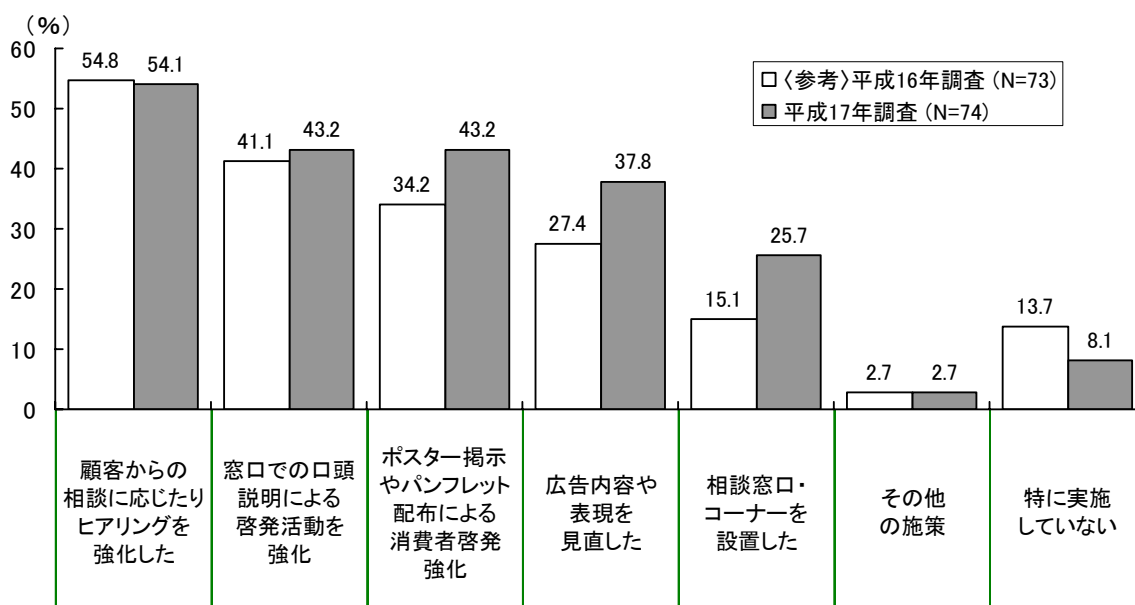
(出典：平成17年版消費者金融白書 付属CD-ROM)

また、顧客の借入期間については、全体的な統計はないが、数社に確認したところ概ね3～4年であった。リボルビング契約の場合の最低返済金額などの返済契約についても各社独自の基準があるため、一概には言えない。

返済に際し、実質的に親族が立て替える、或いは他の貸金業者からの借入で賄っている割合についても全体的あるいは個社ごとのデータは存在しなし、知ること自体が困難である。そもそも、このような行為を取立の際行うことは、貸金業規制法第21条4号ないし5号違反となる。前述のように対面でのやり取りが多い小規模業者では借入、返済の際顧客と十分に話すこと（カウンセリング）で、そのような事態が未然に防げると考えている。事実、消費者保護・啓発の立場から同様の対策を講じている企業は半数を超える。

(グラフ4 消費者保護・啓発に向けての施策)

(出典：平成17年版消費者金融白書P59)



4. コスト構造

平成17年版消費者金融白書によると企業規模別営業経費率と営業利益率は次の通り。

	営業収入	経費計	営業経費					営業利益
			人件費	広告宣伝費	貸倒償却費	資金調達費	その他	
全体	23.9	21.7	5.7	1.5	5.7	2.9	5.9	2.2
10億円未満	25.2	23.8	8.0	1.8	6.5	2.3	5.2	1.4
10～50億円未満	24.7	23.6	7.4	1.9	5.1	3.0	6.2	1.1
50～100億円未満	24.3	21.6	4.7	1.3	4.9	5.8	4.9	2.7
100～500億円未満	24.2	22.6	3.9	1.6	5.3	4.2	7.6	1.6
500～5,000億円未満	25.7	21.9	3.5	1.1	8.6	2.4	6.3	3.8
5,000億円以上	23.4	16.6	2.1	0.9	5.9	1.3	6.4	6.8

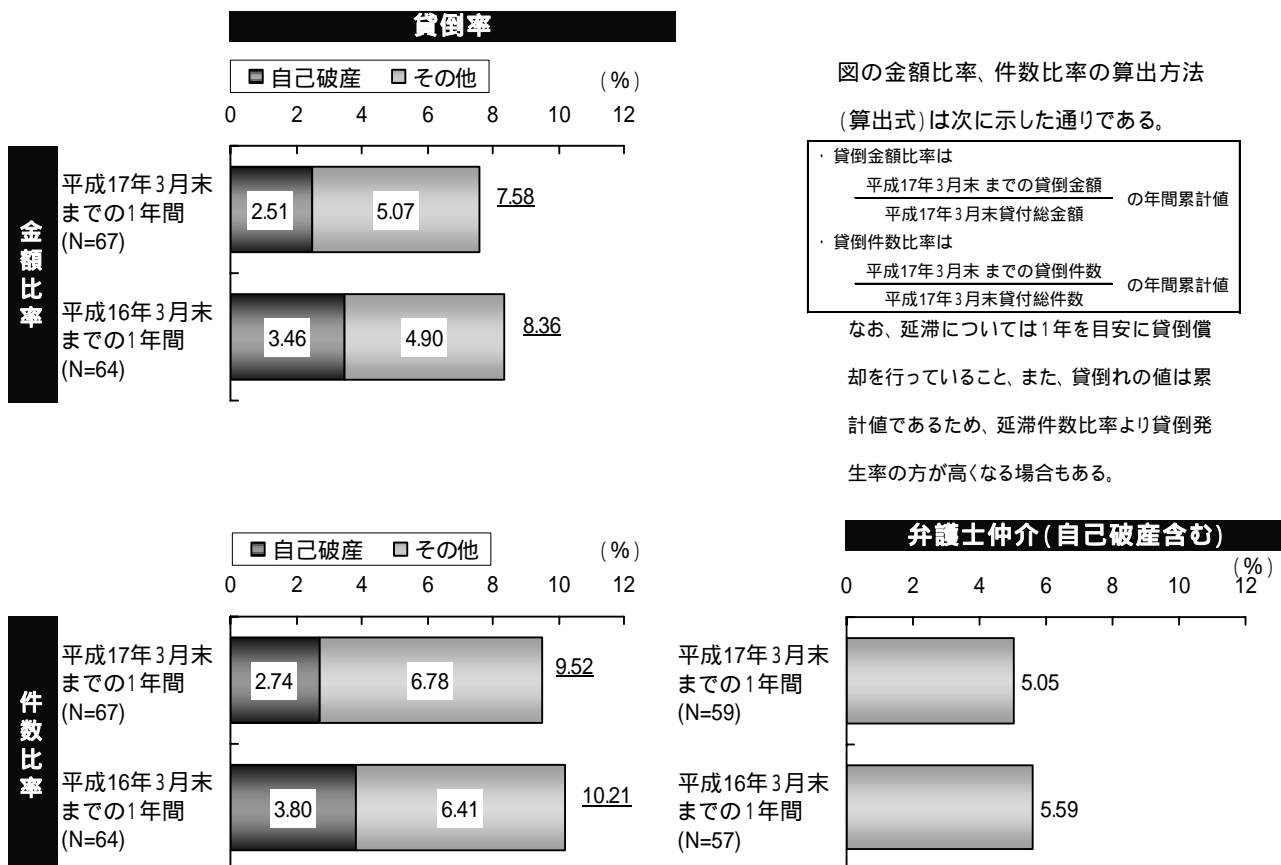
その他には提携先ATM使用料などを含む

(出典：平成17年版消費者金融白書P57)

5. 任意整理や法的整理の割合について

平成17年版消費者金融白書によると自己破産を含む貸倒率・弁護士仲介割合は次の通りである。

図1 貸倒れ・弁護士仲介(金額比率と件数比率)(今回調査)



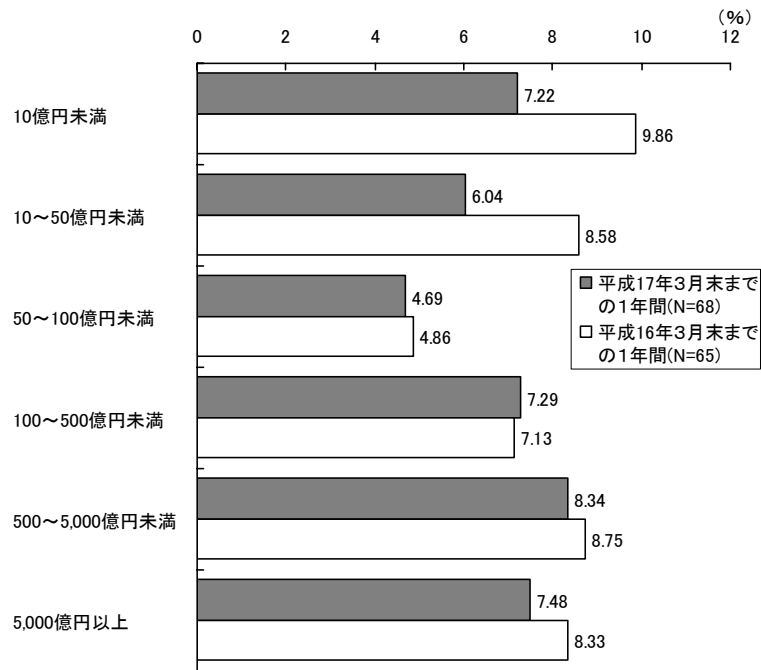
注1) 数値は各クラスの貸付金額・件数シェアに基づいた加重平均値

注2) 平成17年3月末までの1年間:平成16年4月～平成17年3月までの1年間

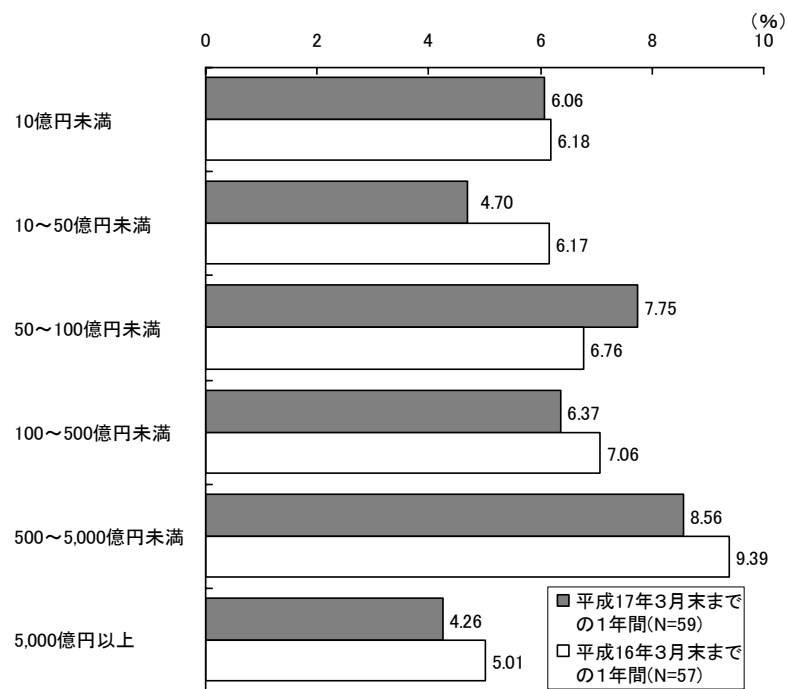
(出典：平成17年版消費者金融白書P54)

また、貸倒状況・弁護士仲介件数とも、企業規模による差異は見られない。このことから、任意整理や法的整理は、借入件数や借入金額以外のところに起因することが考えられる。

(グラフ5 企業規模別にみた貸倒状況 (自己破産+その他))



(グラフ6 企業規模別にみた弁護士仲介状況件数比率 (自己破産含む))



以上